

説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 「CMあじさい」制作・放送等業務委託
- (2) 業務内容 「CMあじさい」制作・放送等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約日～令和9年3月31日
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予算額 28,092,400円（消費税相当額を含む。）
- (6) 成果品

制作した動画や写真は、長崎市に提出すること。また、月に一度完了通知書を提出すること。

(7) その他

- ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は、特段の事情がない限り変更することができない。
- キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - (ア) 提案資格を満たさないこととなった場合
 - (イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- ク 成果品に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- ケ 受託者は、本業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5（3）の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和8年3月26日（木）
説明書その他資料配布期間	令和8年3月26日（木）午前9時から 令和8年4月3日（金）午後5時30分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和8年3月26日（木）午前9時から 令和8年4月6日（月）午後5時まで（必着）
参加表明の手続期限	令和8年4月6日（月）午後5時まで（必着）
参加資格確認通知書の通知 参加要請書の通知	令和8年4月8日（水）
質問に対する回答期限	令和8年4月8日（水） ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
提案書提出期限	令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）
ヒアリング実施日	令和8年5月19日（火）
決定・非決定通知日	令和8年5月21日（木）
見積書提出期限	令和8年5月25日（月） ※受託者に対して連絡します。
契約締結予定日	令和8年5月28日（木）

3 参加表明の手続

（1）提出書類（第1号様式及び様式ア）

「公募型プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

（2）提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時【必着】（提出期限内に3（3）の場所の課に到達していること）

（3）提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4-1

長崎市企画政策部 広報広聴課（電話：095-829-1114）

（4）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和8年4月8日（水）

5 説明書等に対する質問

（1）受付方法

質問書（様式オ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより5（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続に関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

（2）受付期間

公告日から令和8年4月6日（月）午後5時【必着】

（3）質問書送付先及び連絡先

長崎市企画政策部 広報広聴課（電話：095-829-1114）

E-mail: kouhou@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1115

（4）質問に対する回答

令和8年4月8日（水）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式カ）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

（1）提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	業務実績調書	様式イ	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した同種業務実績を記入すること。なお、1件の契約実績につき1枚作成すること。 記入内容を確認できる書類（契約書の写し、ショート動画については配信した事実、動画の長さ、投稿した媒体が分かる資料や投稿された動画のスクリーンショット等）を添付すること。

3	業務の実施方針	任意様式 (文書番号3 及び4をまと めてA4判1ペ ージ)	本業務の目的を踏まえ、本市の課題を設定し、課題を解決するための受託業務の内容、取組体制、提案者の独自性等を簡潔に記載すること。
4	スケジュール表		業務手順を示す実施フロー、各回の各課協議から撮影、編集を行い、放送する又は放送事業者へ提出するまでの工程計画及びその工夫について簡潔に記載すること。
5	実施体制	様式ウ又は任意様式 (文書番号3 及び4とまと めても可)	業務に応じた担当者の配置や構成を記載すること。また、迅速・柔軟に対応するための工夫について記載すること。
6	提案内容	任意様式 (A3判で4 ページ分以 内)	<p>提案には、次に掲げる内容を必ず含めること。</p> <p>ア CMあじさいの企画内容 「大学生の長崎での就職促進」をテーマにした絵コンテを作成し、ターゲットや工夫しているポイントを具体的に説明すること。</p> <p>イ CMあじさいの制作本数</p> <p>ウ CMあじさいの放送時間帯</p> <p>エ CMあじさい1本ごとの放送回数</p> <p>オ SNS広告の考え方 CMあじさいのインターネット広告を行う上での広告媒体を選択する際の考え方について説明すること。</p> <p>カ CMあじさい1本ごとのInstagram広告表示回数</p> <p>キ ショート動画の企画内容 「夜の長崎」をテーマにした絵コンテを作成し、工夫しているポイントを絵コンテに触れながら具体的に説明すること。</p> <p>ク 自由提案 CMあじさい及びショート動画の視聴者獲得等に資する自由提案を記載すること。</p>
7	参考見積書	様式エ	見積額には自由提案に要する費用も見込むこと。なお、見積額が予算額を超える場合又は予算額の85%未満の場合は、審査の対象としない。

(2) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、28,092,400円以下を想定している。

(3) 参考見積書の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積書を提出すること。ただし、その取扱いは積算の際の参考及び提案書を特定するための評価項目として用いる。その際の評価の着目点は、別添の「評価基準」に示す。

(4) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4判又はA3判とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。なお、提案に当たっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するに当たって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(5) 提出部数

書類一式をセットにしたもの2部（うち1部は会社名あり、1部は会社名なし）及びデータを提出すること。データ形式は、汎用性のあるソフトウェア（Microsoft Word、Microsoft Excel、Adobe Acrobat Reader等）により開くことができること。提案書（任意様式）については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(6) 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時【必着】（提出期限内に6（7）の場所に到達していること。）

(7) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（8階）

長崎市企画政策部 広報広聴課（電話：095-829-1114）

(8) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。提案書の提出者が7者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、6者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が7者を超える場合であっても、特定審査委員会において7者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

1次審査の選定基準については、別添「評価基準」のA組織評価の①履行実績・C提案内容評価の⑤提案のICMあじさいの制作本数・ウCMあじさいの放送時間帯・ECMあじさいの放送回数・カInstagram広告表示回数の合計点が高いものから順に決定す

る。

(1) 実施日

令和8年5月19日(火)(詳細については別途、ヒアリング予定表(様式キ)にて通知する。)

(2) 持ち時間

説明 15 分以内及び質疑応答 15 分以内 計 30 分以内

(3) 出席者

5名以内とし、原則として本業務に直接携わらない者の出席は認めない。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機、HDMI ケーブルは本市で用意する。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書(第6号様式)により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書(第7号様式)により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和8年5月21日(木)

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4-1 長崎市役所8階

長崎市企画政策部 広報広聴課

電話：095-829-1114、ファクシミリ：095-829-1115

E-mail: kouhou@city.nagasaki.lg.jp

※ファクシミリ・Email 送信時は送信した旨電話連絡すること。